

## 一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会会員の権利義務に関する規則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会（以下「この法人」という。）定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の権利義務に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (マッチング事業における会員の情報開示)

**第2条** 定款第4条(1)に記載の中長期研究インターンシップマッチング事業（以下「本件マッチング事業」という。）において、会員が、会員及びコーディネーター（会員である大学が本件マッチング事業に従事するために特定した人員）に開示する情報のうち秘密として指定したものに関しては、この法人与会員である大学との間に締結される本件マッチング事業に関する業務委託契約書等に従って、秘密情報としてコーディネーターにおいて善良なる管理者の注意義務に従って慎重に管理され、漏洩しないよう細心の注意を以って取り扱われる。なお、会員及びこの法人は、それぞれの就業規則 乃至 職員規定等による秘密保持義務を負う。

2 前項の秘密情報は、開示した会員の事前の書面による承諾を得ることなく本件マッチング事業以外の目的に使用されることはない。

### (会員の秘密情報についての権利の範囲)

**第3条** 本件マッチング事業の過程で、万が一情報漏洩が発生した場合、秘密情報を受領したコーディネーターに故意又は重大な過失がない限り、会員は当該コーディネーターに対して損害賠償請求などの責任を追及しないものとする。

2 前項の場合には、この法人に対してもコーディネーターの責任と同じ扱いとする。

### (補則)

**第4条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事（会長）が別に定める。

### 附 則

この規則は平成28年5月24日から施行する。